

令和7年度山口県スクールソーシャルワーカー採用選考試験 募集案内（令和8年度採用予定）

令和7年10月 山口県教育委員会

1 職種、採用予定人員及び職務内容等

職 種	スクールソーシャルワーカー（SSW）
採用予定人員	1名程度
職 務 内 容 等	山口県教育委員会事務局、やまぐち総合教育支援センターにおいて、県内の県立学校及びその生徒・保護者への支援のほかに、子どもと親のサポートセンターや各市町のスクールソーシャルワーカーに対する指導助言（SV：スーパーバイズ）や、スクールソーシャルワーカー以外のやまぐち総合教育支援センター職員に対する専門家としての指導助言等を行うものとする。 具体的な業務内容は以下のとおり。 ○ スクールソーシャルワーカー人材の育成 ○ 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ○ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ○ 学校内におけるチーム体制の構築・支援 ○ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ○ 教職員等への研修活動 ○ 教育相談行政に関すること 等

2 採用予定日 令和8年4月1日

3 応募資格

次のいずれにも該当する者が応募できます。

- （1）昭和39年（1964年）4月2日以降に生まれた者
 - （2）社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格を有する者
 - （3）令和7年10月31日時点で、都道府県及び市町村等のスクールソーシャルワーカーとして3年以上の活動実績のある者
 - ・「活動実績」は、正規職員、会計年度任用職員、臨時職員、非常勤職員等任用形態を問わず、通算することができます。
 - ・最終合格発表後、在職証明書等の活動実績が分かる書類を提出していただきます。
- なお、活動実績が分かる書類は、勤務期間の始期及び終期、勤務形態、役職名、業務内容

について在職していた勤務先等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

※ 活動実績等について質問がある場合は、11の「お問い合わせ先」に御連絡ください。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 選考方法

(1) 第1次選考

受験申込時に提出された論文及び職務等経歴書の内容を審査し、合格者を決定します。

選考結果は、12月5日（金）午前9時に山口県教育庁学校安全・体育課ホームページで行い、合格者には2次選考の日時、方法等について通知します。

区 分	審 査 内 容	配点
論文	思考力、判断力、表現力等の総合能力及び教育、福祉分野等に関する専門性について、論文の審査を行います。	50点

※ 合格後に論文の不正が判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者に対して、面接を行い、合格者を決定します。試験は令和7年12月下旬を予定しています。

区 分	試 験 内 容	配点
面接Ⅰ	人物、専門性等についての個人面接を行います。	100点

【採用時の職位の審査（実務経験が7年以上かつ30歳以上の者が対象）】

区 分	審 査 内 容	配点
面接Ⅱ	事前に提出された職務等経歴書等に基づき、試験官による質疑応答を行います。	—

(3) その他

第1次選考、第2次選考（面接Ⅰ）において、一定の基準に満たない場合は不合格となります。

5 応募手続

インターネットから御応募ください。

申込み	山口県教育庁学校安全・体育課のウェブページ (https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/185/321489.html) 1 利用環境設定 「やまぐち電子申請サービス」内の「動作環境ページ」を確認し、お使いのパソコンやスマートフォン等で申込みが可能かどうか確認してください。 ※ 御使用の機種や環境によって一部対応できないこともあります。 2 ユーザー登録 「やまぐち電子申請サービス」内の「利用者登録」から、ユーザーIDの取得及びパスワード設定を行います。 3 受験申込書の作成・送信 「やまぐち電子申請サービス」へのログイン後、受験申込書を作成し、送信します。 ※ 利用者登録の段階では、まだ受験の申込みは完了していません。必ず受験申込書の作成及び送信まで行ってください。 ※ 取得したユーザーID及びパスワードは、申込内容の確認や修正等に必要ですので、「受検依頼メール」が届くまで保管しておいてください。
受付期間	令和7年10月27日(月)9時から11月17日(月)17時まで ※ 上記期間内に受信完了したものに限り受け付けます。 ※ なお、メンテナンス等によるシステムの停止や通信・機器障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。期限に余裕を持って申し込んでください。
添付書類	1 顔写真 「やまぐち電子申請サービス」での申込時に、撮影した写真データを添付して提出してください。提出する写真データの仕様については、以下のとおりです。 ・ 縦横の比率が4：3程度のJPEG画像データ（サイズは2MB以内） ・ ファイル名は「受験者氏名」（例：山口太郎.jpg） ・ 試験日前6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの

	2 提出書類 ア 第1次選考の課題（論文）を申込時に提出してください。 【論文課題】 下記の課題について、A4判用紙1枚（様式自由：1,200字以内）で記述してください。 ※ 必ず冒頭に氏名を記入してください。 スクールソーシャルワーカーの活動には、児童生徒個人だけでなく、児童生徒のおかれた環境にも働き掛け、児童生徒一人ひとりの生活の質の向上とそれを可能とする学校・地域をつくるという役割があります。 このことを踏まえ、あなたは、スクールソーシャルワーカーとして、どのようなことに取り組んでいこうと思いますか。これまでの経験を基に、あなたの考えを具体的に述べてください。 イ 職務等経歴書（別紙様式） 様式は、山口県教育庁学校安全・体育課「令和7年度山口県スクールソーシャルワーカー募集案内」内のページよりダウンロードしてください。 「やまぐち電子申請サービス」での申込時に、作成した職務等経歴書を添付して提出してください。 ウ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士の資格証明書の写し 「やまぐち電子申請サービス」での申込時に添付して提出してください。 ※ ファイル名には「受験者氏名」（例：山口太郎.docx）を記載してください。 ※ 一旦提出されたシートの内容変更等は認めません。
注 意 事 項	・ 受験申込み後、「やまぐち電子申請サービス」の「申請状態」欄が「審査完了」表示になった後は、変更できません。 ・ 提出期限までに上記に掲げる全ての書類が到着しなかった場合、棄権とみなしますので、余裕をもって提出してください。

6 採用時の任用について

- (1) 採用時は、原則として一般職（主事級スクールソーシャルワーカー）としての任用になります。
- (2) 合格者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は臨床心理士として教育・福祉分野の実務経験が7年以上かつ30歳以上の者については、別途、職務等経歴書及び面接試験Ⅱに基づき、より上位の職位での格付け（主任主事級スクールソーシャルワーカー、主任級スクールソーシャルワーカー、主査級スクールソーシャルワーカー）について審査を行います。

7 合格者の発表

- (1) 令和7年12月下旬（予定）に文書で合否を通知します。
- (2) 併せて、山口県教育庁学校安全・体育課のホームページ内に、合格者の受験番号を掲載します。

8 合格から採用まで

- (1) 採用の内定
令和7年12月下旬（予定）までに、内定者に文書で通知します。
- (2) 合格者の採用
原則として、令和8年4月1日付けの採用となります。

9 給与

給料は、各人の経歴等によって異なりますが、採用時の年齢が40歳で教育・福祉分野における職務経験が18年の場合、330,000円程度です（令和7年4月現在）。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

10 選考結果の開示

- (1) この選考の結果については、下表に基づき、開示の申出をすることができます。

選 考	開示の申出 ができる者	開示 内容	開示期間	開示場所
第1次選考	受 験 者	得点 及び 順位	各選考の合格発表日から1年間	山口県教育庁学校安全・体育課 (山口県庁本館棟14階)
第2次選考				

- (2) 電話、ハガキ等による開示の申出はできません。
- (3) 開示を申し出る場合は、運転免許証など本人確認ができるものを持参のうえ、開庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに、本人が直接開示場所へお越しください。

11 お問い合わせ先

山口県教育庁学校安全・体育課
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
電話 083-933-4670